第７号（金融取引の調整）

（１）認定基準 次の各号に該当すること。

（イ）指定金融機関（経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関）と金融取引を行っていて、指定金融機関からの借入金残高が、総借入金残高（全ての金融機関からの借入金残高）と比べて１０％以上占めていること。

（ロ）指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期と比べて１０％以上減少していること。

（ハ）全ての金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期と比べて減少していること。

（２）必要書類

ア 認定申請書（市指定様式）２通

イ 確定申告書（法人の場合は決算書の別表１、法人事業概況説明書、決算報告書）の写し（電子申告の場合は受付結果を添付）

ウ 登記事項全部証明書（写し可、法人でない場合は不要、発行日から３カ月以内のもの）

エ 申請書に記入した借入金残高を証明するもの（原則として、金融機関で発行した残高証明書）

（３）その他

ア 指定金融機関については、１行では比率が該当しない場合でも、借入先が２行以上指定されていて、合計すれば該当する場合は、合算した金額で申請することも可能です。

イ 指定金融機関は、中小企業庁のホームページに掲載されています。
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm

ウ「直近」とは、申請の時点から概ね１か月前までを指します。

エ「全ての金融機関」とは、中小企業信用保険法施行令第１条の２に規定する金融機関を指します。また、破綻金融機関からの借入額も含めます。

オ「前年同期」とは、原則、前年の同月同日を指します。

カ 住宅ローン等事業資金以外の借り入れや、手形割引の金額は融資残高に含めません。